

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	62 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの期間及び49年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで

両親が国民年金加入手続及び結婚するまでの期間の保険料の納付をして
くれていた。

昭和48年2月に結婚し、A市からB市へ転居してからは、夫が国民年金
の転居手続や保険料の納付をしてきていたと思う。

未納とされている期間について、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間を除き保険料はすべて
納付済みであり、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の保険料の納付を担っていたとするその夫にあっても、受給権
を得ることが可能なことを知った後は、60歳に到達するまで保険料はすべて
納付済みであり、夫についても納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②のいずれも前後の期間の保険料は現年度納付され
ていることが確認でき、申立人は、当時転居等生活状況に特段の大きな変化も
無かったとしており、また、申立期間はいずれも3か月と短期間である。

加えて、年度途中で未納があった場合、申立期間後の保険料を現年度納付す
る際に手元に残った納付書に気付くと思われ、この場合、納付を担っていたと
する夫の納付意識の高さを勘案すると、保険料を納付していたと考えるのが自
然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から同年3月まで

自分の年金記録を確認するため、社会保険事務所で調べてもらおうと、自分では未納期間は無いと思っていたのに、いくつかの未納期間が出てきました。

残っている領収書などを改めて確認して、訂正してもらった期間もありますが、残ったのが申立期間です。この期間に関しては、私の側にも領収書はありません。

保険料は銀行の口座振替により納付していた時期ですが、納付書で納付したこともあったと思います。

主人の仕事の関係で、引越しの多い生活でしたが、年金に関しては切らさないように、本当に注意してきたつもりですので、未納期間があることに納得がいきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入記録をみると、申立人は、結婚後も任意加入者として継続加入し、申立期間を除き未納期間は無く、第1号被保険者と第3号被保険者の種別変更手続も適切に行っており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間の前後の期間は、いずれも口座振替により保険料が現年度納付されており、当時転居等生活に大きな変化も無かったとしている。

さらに、当時申立人が居住していた区では、何らかの理由で保険料を口座振替できなかった場合は、被保険者あて納付書を送付していたとしており、この場合、申立人の納付意識の高さを勘案すると、申立期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

昭和46年に結婚してからは、私が夫婦二人分の保険料を納付していたのに、未納期間があり納付できない。

なお、未納とされているとの通知を受取ったことも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間について未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人夫婦の保険料の納付状況を見ると、申立人は、申立期間を除き平成18年9月までの期間について未納は無く、その夫は、申立期間を除き21年3月までの期間について未納は無い。

また、申立人夫婦は、夫の厚生年金保険から国年年金への切替え及びそれに伴う申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への切替えも適切に行っていることから、申立人夫婦の保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間の前後を通じてその夫の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、また、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの期間及び49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から同年12月まで
② 昭和49年4月から同年9月まで

昭和46年に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。

申立期間①について、私が会社を退職後、妻が私の国民年金への再加入の手続きを行い、その後も妻が夫婦二人分の保険料を納付しているはずなのに、私の保険料だけが未納とされており納付できない。

申立期間②についても、妻が夫婦二人分の保険料を納付しているはずなのに、未納とされており納付できない。なお、未納となっているとの通知を受取ったことも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間について未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人夫婦の保険料の納付状況を見ると、申立人は、申立期間を除き平成21年3月までの期間について未納は無く、また、その妻は、申立期間を除き、18年9月までの期間について未納は無い。さらに、申立人夫婦は、申立人の厚生年金保険から国年年金への切替え及びそれに伴うその妻の第3号被保険者から第1号被保険者への切替えも適切に行っていることから、申立人夫婦の保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立期間①についてみると、申立人夫婦は、婚姻後の昭和47年1月から申立人が厚生年金保険の被保険者となる48年2月までの期間の保険料に

ついて、夫婦同一日に期限内納付していることが確認でき、夫婦二人分の保険料と一緒に現年度納付していたとする申立人の妻の陳述と符合する上、申立期間についてその妻は納付済みである。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料についても現年度納付することは可能であり、保険料が安価で、時効の到来の早い申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、申立期間前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間の前後を通じて申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、また、申立期間は 6 か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

会社を退職後、母が私の国民年金に加入してくれ、結婚するまで保険料を納付してくれていた。近所の人が保険料を集金し、それを市役所に持って行く、あるいは市役所から保険料を取りに来るといって納付していたようだ。保険料額は月額200円だった。申立期間①について、私の国民年金手帳の右ページが切り取られていること、また、切り取ったところにA市の印鑑の跡が残っているのは、納付済みだからであり、未納とされていることは納得できない。

結婚後は、私自身が市役所からの納付書を用いて銀行で納付していた。うっかり納付するのを忘れていて督促状が送られてきたことも何回かあったが、督促がきたらすぐに納付している。申立期間②も納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の国民年金保険料納付は、申立人自身が保険料納付書を用いて金融機関で納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間②の保険料についてみると、申立人は昭和53年度に社会保険事務所より申立期間②の保険料にかかる催告を受けていることが特殊台帳より確認できるが、同様に催告を受けている申立期間以外の保険料を複数回、過年度納付していることも確認でき、申立人は催告を受ければ的確に納付していたものと考えられる。また、申立人自身も、保険料納付を忘れ社会保険

事務所より催告を受けた場合、送付されてきた納付書を用いて納付したことが数回あったと陳述しており、社会保険庁の記録と一致する。

また、申立人には結婚後、住所変更が行われた事実は無いにもかかわらず、昭和 54 年 2 月に誤った特殊台帳の移管手続が行われている。この時期は、申立期間②の催告が行われた後の時期に当たっており、申立人が昭和 53 年度に催告を受けた後に過年度納付した記録が、何らかの事務的過誤により納付事実の記載が漏れたと考えるのが相当である。

次に、申立期間①については、申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、昭和 45 年 1 月までの間は、その母親が保険料の納付を行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 44 年 5 月 2 日であることが同手帳記号番号払出簿より確認できる。この時点で、申立期間①は過年度保険料となり、市が保険料を収納することはできない期間である。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 42 年度及び 43 年度の右ページ（印紙検認台紙）が市の割印の上切り離されていることから、申立期間①の保険料は納付済みであるとしているが、この点に関して、市では、未納の場合であってもそのことを含めて納付状況を確認するため、印紙検認台紙を割印の上切り離すこととしており、市の割印は切り離しを確認する以上の意味は無いと説明している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で昭和 42 年 4 月から 44 年 5 月の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金加入手続及び申立期間①の保険料納付に申立人自身は直接関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は既に他界しており、この間の事情を聴くことはできないほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和47年1月から50年3月まで

私は、昭和36年4月ごろに私の父がA市役所で国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料も父親が納めてくれていました。38年9月ごろからは私が納めており、41年ごろの保険料は女性の集金人に納付していました。また、47年ごろからの保険料は、市役所から送られてきた納付書で、近くの集会所に来ていた金融機関の人に納めていました。

保険料の納付に関する資料は残っていませんが、保険料は継続的に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、昭和36年4月の国民年金制度発足時から申立人が60歳に到達するまでの期間の保険料は、申立期間①及び②を除き、納付済みであることが確認できる。

そこで、申立期間①について、申立人は1冊目の手帳（昭和36年4月から42年3月までの検認記録用）を所持していないが、昭和42年4月1日発行の手帳には同年4月から46年3月までの間は印紙検認による現年度納付が確認できる。この当時、B市では集金人による印紙検認方式での保険料収納が行われており、市の集金人が保険料を継続して集金する中、申立期間①の1年度分が未納記録となっていることは不自然である。

また、申立期間①は12か月と短期間であるほか、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化は認められない。

一方、申立期間②について、申立人が所持する昭和46年4月1日発行の手帳の昭和46年度印紙検認記録欄を見ると、昭和46年4月から同年12月までの欄には納付を示す検認印が確認できるものの、47年1月から同年3月までの欄には検認印が押されていない。

また、社会保険庁の特殊台帳を見ると、申立期間②の直後にあたる昭和50年度及び51年度の保険料が申請免除となっていた記録がみられ、昭和53年5月24日に免除期間の保険料を追納していることが確認できるとともに、申立人は46年以降の一時期、生活が苦しかった時期があったと陳述しており、これらの点を踏まえると、申立期間②の保険料は継続的に納付が行われていなかったものと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年9月まで

私の国民年金加入手続は、母が、昭和62年10月ごろにA市役所で行った。その際、母は、市職員に加入前の国民年金保険料は2年間をさかのぼって納付できると聞き、市職員に相談して、加入前の保険料について、3か月ごとの分割納付の納付書を発行してもらい、63年1月から、現年度の保険料と併せて、郵便局で順次納付してきた。

さかのぼって納付できる保険料についてはすべて納付しているはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び国民年金加入時には時効により納付できなかった5か月を除いて、現在まで国民年金保険料に未納期間は無く、また、申立期間は6か月と短期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年12月ごろに払い出されているが、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、手帳記号番号払出し後の63年1月に、60年10月から同年12月までの3か月の保険料が納付されていることが確認でき、その後、平成2年1月までの間、申立期間を除き、3か月ごとに、3か月ずつ（2年1月時は2か月分）保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料についても、過年度納付されていたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、自身の国

民年金保険料について、昭和 37 年 4 月の国民年金加入から 60 歳到達まで完納している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 平成3年8月

当時は、自宅に3か月に一度来る集金のおばさんに妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、昭和48年4月から同年6月までについて、妻のみ納付済みで私が未納とされていることに納得いかない。

また、平成3年8月は夫婦共に未納となっているが、保険料は毎月口座から引き落とされていたはずである。引き落としできなかつたと連絡をもらったこともないのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の妻の納付記録をみると、この期間は現年度納付済みであることが特殊台帳から確認できるとともに、昭和45年に結婚して以降、申立期間②の1か月を除き、すべて納付済みとなっていることが社会保険庁の電算記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立期間①についてみると、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の妻は、この期間について現年度納付していることが特殊台帳から確認できる。また、この期間を挟んだ前後の期間は夫婦共に納付済みであるとともに、長きにわたり現年度納付していることが特殊台帳から確認でき、当時は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述に不合理な点はみられず、妻の納付意識の高さに鑑みれば、この期間についても妻と同様に現年度納付がなされていたと考えるのが相当である。

次に、申立期間②についてみると、前後の期間の申立人夫婦の保険料納付日がおおむね毎月26日となっており、市における口座振替日と符合していることから、当時、申立人夫婦は口座振替による保険料納付の手続を行っていたも

のと考えられる。

一方、申立期間②を含む平成3年度について、申立人夫婦の保険料納付日を見ると、基本的には毎月26日付け口座振替による手続がなされていたものと考えられるものの、平成3年5月及び4年1月については夫婦共に当月に振替できず、前記日については3年9月17日に、後記日については、4年2月20日に納付していることが社会保険庁の電算記録より確認できる。また、3年11月については、夫のみ同年11月26日に口座振替より納付されているものの、妻の分は、同年12月に納付されていることが同様に確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人夫婦は、当時、基本的には口座振替による納付手続を取っていたものの、申立期間を含む平成3年度については、残高不足等の理由から振替不能に陥る何らかの事情が介在していたものと考えるのが相当である。

さらに、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫婦共に未納とされている記録であり、納付記録の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、行政側がこの期間についてのみ、夫婦そろって事務処理を誤るとは考え難い。

加えて、申立期間②について、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの期間及び50年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から同年12月まで
② 昭和50年4月から同年12月まで

昭和36年に夫婦二人で国民年金に加入し、申立期間当時は、妻が夫婦二人分の保険料を毎月金融機関で納付していた。しかし、妻の納付月数は409月で満額の年金を受給しているのに、私の納付月数は337月で申立期間が未納のため満額受給できていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足以降、夫婦二人で保険料を納付し続け、その妻が満額の年金を受給しているのに、自分が申立期間未納のため、満額受給できていないのは納得できないと申し立てている。

そこで、昭和10年※月生まれである申立人の妻の納付記録をみると、国民年金加入期間416月のうち、老齢基礎年金の満額受給に必要な納付月数408月に近似する409月の保険料を納付していることが社会保険庁の電算記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

一方、昭和5年※月生まれである申立人の納付記録をみると、国民年金加入期間349月のうち、申立期間計12か月を除く337月は納付済みであるものの、老齢基礎年金を満額受給するためには納付月数が11か月不足していることが同様に確認できる。

また、申立人夫婦の特殊台帳をみると、昭和50年に夫婦共、以降60歳に達するまで納付を継続すれば、受給権確保に必要な納付月数を超える月数の特例納付（附則18条）を行っていることが確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人夫婦は、附則18条に基づく特例納付実施時に、行政側からそれぞれ老齢基礎年金を満額受給する観点から特例を含む納付勧奨を受けたものと推定できる。この場合、申立人は、申立期間に1か月を

超える未納があれば、満額受給できなくなることを認識していたものと考えられ、申立人の妻の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間については納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月
② 昭和56年8月から57年3月まで
③ 昭和57年6月から58年3月まで

申立期間①について、私は、A県B市役所で未納期間の説明を受け、担当者が作成してくれた納付書で保険料を支払った。昔のことなので納付金額は覚えていないが、今になって、保険料が600円不足していたから納付を認めないと言われても納得できない。

また、申立期間②及び③については、A県C市に転居後、市役所から送られてくる納付書で、金融機関又は市役所の窓口で保険料を支払ってきたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A県B市役所で未納期間の説明を受け、担当者が作成してくれた納付書で保険料を納付したと申し立てている。

そこで、A県B市の被保険者名簿の納付記録をみると、昭和45年4月から同年9月までの6か月の保険料として、附則第18条の特例納付により、「4,800円」を納付したこと及び申立期間①である同年9月の欄に「600円不足」と記載されていることが確認できる。

これは、附則第18条における特例納付の月額保険料は900円であり、本来、申立人が納付すべき当該期間の保険料額は5,400円となることから、申立期間①の保険料に600円の不足を生じる結果となったものと推測されるが、申立人は、当時、納付金額として4,800円と記載された行政庁が発行した納付書に基づき、未納であった昭和45年4月から同年9月までの期間について、未納を解消する意思をもって保険料を納付したことは明らかである。

また、特殊台帳においても、昭和45年度の備考欄に「9月分300円内入」

との記載が確認でき、長期間にわたり還付された事実も見当たらないことから、行政庁は、当時、不足分の保険料について、申立人に納付催告を行っていたものとみるのが自然であり、かつ、申立人は、申立期間①直後の昭和45年10月から厚生年金保険に加入する直前の46年3月までの保険料をすべて現年度により納付していることなどを踏まえると、未納解消の意思を有していた申立人が、納付催告を受けて、その差額を納付しなかったとは考え難い。

申立期間②及び③について、申立人は、A県C市に転居後は、市役所から送付されてくる納付書により、金融機関又は市役所の窓口で保険料を納付してきたと申し立てているが、申立期間②及び③は、途中の2か月の納付済期間を除き、合計18か月と比較的長期間であり、この間、連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

また、申立人は、この当時に、A県C市でD店を開店したが、順調であったのは開店当初だけであり、次第に経営状態が悪化して行ったと陳述している上、申立期間③以降にも未納期間や免除期間がみられることから、生活状況等に大きな変化があったことをうかがわせる。

さらに、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月まで

私は、平成9年9月に会社を退職し、翌年になって社会保険事務所に出向き、国民年金への切替手続を行った。その時、窓口の担当者から「未納があると将来年金をもらえないし、申請免除も認められない。」と、かなり強い口調で説明を受けたので、すぐに近くの郵便局で7万円から10万円ぐらいの額の貯金を下ろし、同窓口で未納期間の保険料を現金で一括納付した。

その後、区役所へ免除申請に行った際に納付記録を確認してもらったところ、未納は無いと言われたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成9年9月の翌年に、社会保険事務所で国民年金への切替手続を行ったと申し立てしているところ、申立人の10年4月から11年3月までの申請免除は、10年5月29日に申請されており、このころに切替手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となり、申立人が社会保険事務所の窓口で未納保険料を現金で納付したとする申立内容と符合する上、その保険料額は、8万9,600円であることから、郵便局で貯金を下ろしたとする金額ともおおむね一致している。

また、申立人は、昭和53年4月から平成2年3月までの12年間は、共済組合の組合員であったが、当時、社会保険事務所では、共済組合の加入期間について把握されておらず、申立人の国民年金及び厚生年金保険の記録のみで判断すると、年金受給資格期間を確保する余裕が無いことから、申立人が窓口の担当者から「未納があると将来年金がもらえない。」と説明を受けたとする内容

に不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間を除き、未納が無く、厚生年金保険及び第3号被保険者との切替手続も適切に行われていることなどを踏まえると、納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から51年3月まで

私が会社勤めをしていた時に、会社の人から40年間保険料を納めたら満額の年金がもらえると聞いていたので、退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、私の母も一緒に加入した。その時、納付書のようなものを受け取り、区役所の職員から「ここではできないから、どこかへ行ってください。」というようなことを言われた記憶が有る。

私は、国民年金に加入以降、夫の分と一緒に途切れなく保険料を納付してきたのに、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、区役所で申立人の母親と一緒に国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、母親と連番で払い出されており、母親の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年9月に加入手続を行ったものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、納付が可能な過年度保険料であったことが分かる。

また、申立人は、区役所の職員から「ここではできないから、どこかへ行ってください。」というようなこと言われたとし、その際に受け取ったとする納付書の様式は、当時、過年度保険料の納付用として区役所窓口に置かれていた社会保険事務所の納付書に酷似しており、当該納付書では、保険料を区役所窓口で納付できず、別途金融機関等において納付するものであったことから、その陳述内容は肯綮^{こうけい}に^{あた}中る。

さらに、申立人は、加入手続時点で現年度納付が可能であった昭和51年4

月以降、厚生年金保険に加入する直前の平成12年3月までの24年間、保険料をすべて納付しており、結婚後、申立人が一緒に夫婦二人分を納付してきたとする申立人の夫も60歳期間満了まで保険料を完納していることを踏まえ、申立期間の保険料を過年度納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 2901

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から同年12月まで

私は、当時、自分で国民年金保険料を納付した記憶は無いが、姉がA市B区役所に勤務していたので、姉が私の保険料を支払ったはずである。

未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和41年1月以降、申立期間を除き、保険料を完納し、第3号被保険者及び第1号被保険者との切替手続も適切に行っている。

また、申立人は、結婚により昭和49年5月にC市からA市B区へ転居しているが、年金関係の手続は、同年12月28日に行われていることが申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、この時点において、申立期間の保険料は区役所窓口で納付が可能であった現年度保険料であることが分かる。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間直後の昭和50年1月から同年3月までの保険料を現年度納付していることを踏まえると、当時、A市B区役所に勤務し、申立人の保険料を納付してくれたはずとする申立人の姉が、申立期間の保険料について納付したものと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 2902

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私が22歳の大学生であった昭和40年ごろ、父が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料についても父が納付してくれていた。43年12月に結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたのに、申立期間は、妻が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する夫婦二人分の国民年金手帳及び領収証書を見ると、その納付日は、夫婦同一日であることが確認できることから、申立人の妻は、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる上、一緒に納付していたとする妻は、申立期間の保険料を過年度納付している。

また、申立人の妻は、国民年金保険料をすべて納付し、申立人についても、申立期間を除き、国民年金被保険者期間の保険料を完納していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、前後の期間を通じて、生活状況等について特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、申立期間について、申立人の妻が自身の保険料のみ過年度納付したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

昭和38年11月に結婚してしばらくしてから、妻と一緒に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後は、妻がいつも夫婦二人分の国民年金保険料を区役所又は郵便局で納付してきた。

申立期間の保険料の納付時期は昭和49年10月ごろで、納付金額は1,000円前後であったと思う。

また、妻の申立期間の保険料は納付済みとされており、いつも一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたのに私の保険料のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、夫婦二人で国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に妻が納付してくれたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月1日に夫婦連番で払い出されており、納付記録をみると、同年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料の納付日が確認できる納付記録をみると、申立人及びその妻の納付日はすべて一致しており、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立内容と符合する。

さらに、申立人は、申立期間に当たる昭和49年の所得税確定申告書の控えを保有しており、その社会保険料控除の欄を見ると、国民年金保険料として1

万 800 円が計上されている。この金額は、当時の 1 年間の保険料額と一致することから、申立期間の保険料が納付されていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和42年2月16日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和42年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月16日から43年2月1日まで

昭和42年2月16日から平成14年2月28日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である42年2月16日から43年2月1日までについては被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る42年2月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和41年8月16日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和41年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月16日から43年2月1日まで

昭和41年8月16日から62年12月15日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である41年8月16日から43年2月1日までは被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る41年8月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和41年9月16日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和41年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月16日から43年2月1日まで

昭和41年9月16日から平成7年5月31日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である41年9月16日から43年2月1日までは被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る41年9月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和42年2月1日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から43年2月1日まで

昭和42年2月1日から46年7月16日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である42年2月1日から43年2月1日までは被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る42年2月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和42年3月16日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和42年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月16日から43年2月1日まで

昭和42年3月16日から57年6月30日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である42年3月16日から43年2月1日までは被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る42年3月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和41年9月16日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和41年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月16日から43年2月1日まで

昭和41年9月16日から平成元年7月28日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である41年9月16日から43年2月1日までについては被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る41年9月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和40年4月1日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年2月1日まで

昭和40年4月1日から48年3月31日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である40年4月1日から43年2月1日までは被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る40年4月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和40年4月1日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年2月1日まで

昭和40年4月1日から45年9月21日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である40年4月1日から43年2月1日までは被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る40年4月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和40年3月29日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和40年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月29日から43年2月1日まで

昭和40年3月29日から平成14年2月28日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である40年3月29日から43年2月1日までは被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る40年3月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社(現在は、B社。)に係る厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は、申立期間の昭和41年4月1日から43年2月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から43年2月1日まで

昭和41年4月1日から52年11月7日までA社に勤務し、厚生年金保険にも加入していた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険資格取得日が昭和43年2月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の記録は、昭和45年3月2日に取得日訂正が行われており、申立期間である41年4月1日から43年2月1日までは被保険者期間であるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。しかし、このような訂正経過、同社提出の在職証明書及び複数の同僚は「保険料を控除されていたと思う。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に加入記録のある同僚

の標準報酬月額、B社が発行した申立人に係る在籍証明書に記載された基本月額及び申立人に係る訂正前の標準報酬月額から判断して、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利を時効により消滅した後の昭和45年3月2日に、事業主が40年から42年までの期間の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る41年4月から43年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和38年4月1日に、A社に就職して、平成12年3月31日に退職するまで、継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、同社本社から同社B支店へ転勤した時期に、厚生年金保険加入期間に1か月の未加入期間が生じている。申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社内歴及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和43年2月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったと思われるとしていることから、事業主が昭和43年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年7月から同年9月までは2万円、同年10月から39年8月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月10日から39年9月20日まで
昭和36年5月1日にA社に入社してから、50年10月20日に退職するまで継続して同社に勤務していた。このことは、雇用保険の記録で証明できるので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の被保険者報酬月額算定基礎届、同社総務担当者の陳述内容及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年9月20日にA社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年6月の社会保険事務所の記録及び同年8月の当該算定基礎届の内容から、同年7月から同年9月までは2万円、同年10月から39年8月までは2万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和39年10月7日に事業主から社会保険事務所に提出された申立人に係る被保険者資格喪失届が、既に喪失処理済みであるとして取り消されていること、及び事業主は、「資格喪失届が取り消された時点で事務過誤に気付いて昭和38年7

月 10 日の資格喪失届の訂正届を行うべきであった。」としていることから、事業主が同一日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 7 月から 39 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和48年3月5日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、A社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月5日から49年3月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和48年3月5日から勤務しており、厚生年金基金には同日から加入しているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社。）の厚生年金基金に係る記録から、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該厚生年金基金によると、申立人の加入日は昭和48年3月5日と記録されているところ、B社では、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金に係る届出書は、複写式の様式を使用していたとしており、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和48年3月5日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月1日から50年1月21日まで
私は、昭和49年10月1日にA社に入社し、同年11月1日付けで子会社であるC社に転籍した。
厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和49年11月及び同年12月の加入記録が無かったが、所持する給与明細では厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人所持の給与明細書及び源泉徴収票の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和51年1月21日である。

一方、A社とC社の商業登記簿によると、両社の役員の一部は兼任していることが確認でき、両社は関連会社であったことが推定される。

また、申立人と同様にA社からC社に転籍した元同僚によると、A社が子会社としてC社を設立し、従業員の社会保険や給与、人事管理等はすべて親会社であるA社で行っていたとしており、同氏も申立人と同様にC社に異動したが、

申立期間と同じ期間が空白期間となっていると陳述している。

これらのことから、申立人は、A社から昭和49年11月1日付けでC社へ異動したものの、その時点において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、申立期間が空白期間となったものと考えられるが、上記のとおり、この間の厚生年金保険料は控除されていたと認められることから、適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社の後継会社であるB社は不明としているほか、C社は昭和55年3月1日に解散しているため、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月4日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和55年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年3月25日から同年6月1日まで
② 昭和55年4月4日から同年11月1日まで

私は、A社で昭和39年3月から働き始めた。中学校を卒業してすぐに、叔母の紹介で就職したので鮮明に記憶している。雇用保険の記録でも、同社で、被保険者となったのは同年3月25日となっている。しかし、厚生年金保険の記録は同年6月1日からとなっており、同年3月25日から同年6月1日の加入記録が無いのは納得ができない（申立期間①）。

また、B社では昭和51年4月1日から55年10月末まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年4月4日となっている。この時に、長男が誕生したので、その直後に退職するはずがない。また、雇用保険の離職日も同年4月30日となっているが、記憶では同年10月末まで勤務したと思う。同年4月4日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入期間を認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、B社に勤務していたと申し立てているところ、同社の事業主は当時の資料等が無いため、申立人の申立期間の在籍は不明であると陳述しているものの、同社から提出があった雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、離職年月日は昭和55年4月30日とされていることが

確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険と雇用保険の加入記録の相違については不明であるとしているが、「雇用保険の記録上、申立人が55年4月30日まで在職していたことが考えられ、月末まで勤務していれば給与から同年4月の厚生年金保険料は控除していたと思う。」と陳述している。

以上のことから、申立人が申立期間②のうち、昭和55年4月4日から同年5月1日までは引き続き同社に在籍し、厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、標準報酬月額については、昭和55年3月社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②のうち、昭和55年4月に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、B社が保管している申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、離職年月日は上記のとおり昭和55年4月30日とされており、申立期間②のうち、同年5月1日から同年11月1日までの記録は確認できない。

また、申立人は昭和55年5月1日付けで、国民年金に加入し、平成9年12月までの保険料は納付していることが確認できることから、申立期間②のうち、昭和55年5月以降の期間について引き続きB社に勤務していたとは考え難い。

さらに、B社に係る厚生年金保険の被保険者名簿を見ると、昭和55年10月に記入されるべき申立人の標準報酬月額に係る定時決定の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間②のうち、昭和55年5月1日から同年11月1日までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

次に、申立期間①におけるA社での在職については、同社の雇用保険の加入記録によると、昭和39年3月25日に資格を取得していることが確認できることから、申立人は同日から同社で勤務していたものと推定される。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同じ昭和39年6月1日に資格を取得している者が、申立人のほかに12名みられ、このうち複数の者から、同年3月に入社したが同年5月までは見習期間であった、厚生年金保険には加入していなかったとの陳述があった。

さらに、A社からも、資料等が無く詳細は不明ながら、申立期間当時には見

習期間があり、その期間中は厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も給与から控除していなかったとの陳述が得られた。

したがって、当時A社においては、入社と同時に雇用保険には加入させていたものの、厚生年金保険には一定期間後に加入させる取扱いを行っており、申立人も入社約2か月後の昭和39年6月1日に厚生年金保険への加入手続が行われたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち、昭和55年5月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格喪失日を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月31日から43年6月1日まで

私は、昭和42年8月26日にA社に入社し、43年6月まで継続して勤務し、同年5月までは給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、厚生年金保険の加入記録は、昭和42年8月26日に資格を取得、同年12月31日に資格を喪失となっており、申立期間が未加入期間とされている。

厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書により、申立人は、申立期間も引き続きA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給料から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和42年11月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和43年2月29日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているが、申立人及び同僚は、「申立期間当時の従業員数は20名ほど在職していた。」と陳述していることから、同社は、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は昭和43年2月29日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上に、申立期間当時の事業主は高齢のため陳述は得られなかったものの、申立人と同様に42年12月31日付けで資格を喪失している者が、申立人を含め23名確認でき、そのうちの20名ほどが同一日後も当該事業所に勤務していたとの陳述があることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から43年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和48年8月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事基本情報、E健康保険組合の資格取得証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA社C営業所から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年9月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年11月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と記録することは考え難い上、E健康保険組合は、「事務手続の誤りで1日の空白ができてしまった。」と陳述していることから、事業主が同年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月15日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を31年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年4月1日まで
② 昭和23年5月3日から25年7月5日まで
③ 昭和31年10月15日から同年12月1日まで

私は、申立期間①の期間はB社でF業務に従事していた。その後、申立期間②については、G品を仕入販売しているC社に統制が撤廃し同社が解散するまで勤務し、仕入売上の経理を担当していた。

また、申立期間③は、昭和57年に定年退職するまでグループ会社に何度か転勤はしたが、継続して勤務していた。しかし、31年11月にA社からD社に転勤の際、同年10月15日から同年12月1日の期間が空白期間となっている。

これらの期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社のグループ会社であるE社の回答から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和31年12月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による保険料の納付義務の履行については、E社は、「異動の際に単純に資格喪失日を過誤したものと推察される。」と陳述していることから、事業主が昭和31年10月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、B社でF業務に従事していたと申し立てている。しかし、申立期間当時は、労働者年金保険法が適用されていた時期に当たり、同法の適用対象者は男子筋肉労働者に限られていたところ、申立人は、申立期間当時はF業務職員であったと陳述していることから、申立人は同法の適用対象外であったと考えられる上に当該事業所は適用事業所としての記録が無い。

また、申立人が上司及び同僚と申し立てている者の所在が不明のため、申立人の勤務状態及び保険料控除について陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、戦後の物資統制の時代に申立人はC社においてH業務を担当していたと申し立てているところ、社会保険庁の記録において、同社は適用事業所としての記録は無い上、公共職業安定所の記録においても、雇用保険の適用事業所とする記録も無い。

また、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚については、所在が不明のため、申立人の勤務状態及び保険料控除について陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、6年10月の標準報酬月額を53万円、同年11月から8年9月までの標準報酬月額を56万円、同年10月から11年3月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から11年4月1日まで
② 平成11年4月1日から12年7月1日まで

A社に勤務していた、平成6年10月1日から12年7月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時、55万円の給与を受けており、源泉徴収票では標準報酬月額が55万円に近い保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主から提出された賃金台帳及び源泉徴収票から、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月は標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を、同年11月から8年9月までは標準報酬月額56万円に基づく厚生年金保険料を、また、同年10月から11年3月までは標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを

認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、事業主から提出された平成11年及び12年の給料台帳及び経理補助簿から、申立人に11年4月以降の給与が支払われておらず、厚生年金保険料の控除が無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から同年3月1日まで

A社に勤務していた、平成15年1月1日から同年3月1日までの標準報酬月額が12万6,000円となっているが、当時の給与支払明細書では標準報酬月額が20万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額を12万6,000円と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年5月までの期間、47年2月から同年4月までの期間、52年7月から57年3月までの期間及び59年2月から平成6年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年5月まで
② 昭和47年2月から同年4月まで
③ 昭和52年7月から57年3月まで
④ 昭和59年2月から平成6年9月まで

私は昭和43年10月ごろ、当時の勤務先の代表者A氏に勧められ、国民年金に加入した。

申立期間①について、保険料の納付はA氏の息子の嫁に当たるB氏がしてくれており、私は関わっていない。

申立期間②について、厚生年金保険から国民年金への切替手続や保険料の納付は元妻のC氏が行っており、私は関わっていない。

申立期間③について、厚生年金保険から国民年金への切替手続や保険料の納付は母親が行っており、私は関わっていない。なお、昭和53年3月については厚生年金保険の加入記録があるが、厚生年金保険に加入した記憶は無く、引き続き、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間④について、厚生年金保険から国民年金への切替手続は母親が行い、保険料の納付は昭和63年までは母親が、それ以降は先妻が行っており私は関わっていない。

申立期間当時、保険料は集金人に1か月ごとに納付していたと聞いている。

申立期間について、納付記録が無く未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和48年2月1日であることが同払出簿により確認でき、43年10月ごろに勤務先の代表者の親族が加入手続を行ってくれたとする申立内容と符合しない上、申立期間①については時効の到来により、制度上、納付できない期間に当たっている。

次に、申立期間③及び④について、申立人は、「国民年金手帳の中にはマスタ目印刷されており、そこに検認印が押されていたと思う。」と陳述しているところ、A県においては昭和48年4月にそれまでの印紙検認方式から納付書方式に移行しており、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、国民年金への加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付については直接関与しておらず、当時の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は4期間184か月と長期に及ぶ上、申立期間はいずれも制度上保険料を納付することのできない未加入期間として取り扱われていることが確認でき、申立人が居住していたそれぞれの自治体において、国民年金への加入手続及び切替手続が適正になされることなく、これだけの期間行政側の事務的過誤が継続したとは考え難い。

加えて、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、旧姓も含めて各種の氏名検索を行ったが別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえなかった上、申立人が確定申告書の作成を依頼していたとする税理士においても、申立期間に係る確定申告書控えは既に廃棄済みであり、また、その税理士の陳述や申立人の所持する4冊の年金手帳などからも、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から同年9月まで
20歳になった後、自身でA区役所に行き、国民年金の加入手続をした。加入手続をした当日、区役所職員から「未納額について、納付されたらいかがですか。」との説明を受けた。
現金は持参していたので、その場で、未納と言われた金額を一括して納付したのに申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入時に加入以前の期間の国民年金保険料をA区役所で一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和63年3月17日に払い出されていることが同払出簿により確認でき、払出日からすると、申立期間のうち、62年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間直後の昭和62年10月から63年3月までの保険料について、平成元年10月9日に発行された過年度納付書により2年1月26日に納付していることが確認でき、過年度納付書の発行日からすると申立期間の保険料については、時効の到来及びその間際の時期となり、過年度納付書は発行されなかったと考えられる。

さらに、申立人は加入手続の時点で、昭和62年4月から63年3月までの保険料が区役所で納付可能であったが、62年10月以降は過年度納付していることから、同年4月から同年9月までの保険料のみを加入手続時に納付したこととなり、納付期間について不自然さは否めず、また、申立人の所持する領収証書などから保険料の納付の始期は63年4月であると考えるのが相当である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、同払出簿の縦覧点検及び氏名別読検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から50年9月まで

昭和46年5月ごろ、亡妻と一緒に暮らすため転居し、A区役所へ転入手続に行った。その時、区役所の職員から「保険料をさかのぼって支払える。」との話があり、2万から3万円を支払った。

さかのぼったこの時までの保険料は私が支払い、以降の保険料は亡妻が納付してくれていたと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入時期についてみると、国民年金手帳記号番号は昭和50年1月11日に払い出されており、払出日からすると、当時は特例納付が可能な期間であるところ、申立人は2万から3万円を納付したとするが、特例納付及び過年度納付により遡及^{そきゆう}納付した場合の金額は11万2,200円となり、陳述と符合しない。

また、申立人は、A区役所で特例納付したとするが、区役所では特例納付及び過年度納付に係る保険料の収納は行っておらず、また、これまでに所持していた年金手帳について、昭和50年10月11日に払い出された手帳記号番号による年金手帳以外の記憶は無いとしている。

さらに、国民年金に加入して以降の保険料納付は亡妻が行っていたと思うとしており、申立人は納付に関与しておらず、納付状況等が不明であり、また、申立人とその亡妻の特殊台帳から、昭和48年度から50年度までの未納期間に対して、51年度に催告が行われたことが確認できることから、当該期間については現年度納付されていなかった可能性が高いものと考えられる。

加えて、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、昭和39年10月

から50年10月までのA区に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧確認及び氏名別読検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から52年3月まで

私は昭和40年5月ごろ、勤めていた会社を退職したため、A市役所で国民年金の加入手続をしたと思う。加入後の保険料は、毎月、B銀行で私自身が市役所発行の納付書を使って納付していたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

私は、小学生のころから通名を使っており、10年間会社に勤めていたときも通名で厚生年金保険に加入していたほか、29歳で商売をはじめてからの銀行取引もすべて通名で行っていた。戸籍名に戻したのは35歳ごろに住宅を購入する際、印鑑証明が必要になったためである。申立期間は通名を使っていた時期であり、そのために記録が漏れてしまっているのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後、国民年金に加入し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年5月以降の国民年金保険料を継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和52年11月11日であることがA市の被保険者台帳より確認でき、この手続時点において申立期間のうち、49年12月以前の保険料は制度上保険料を納付できないほか、50年1月から52年3月までの保険料は過年度納付しかできず、国民年金加入後の保険料を現年度納付していたとの陳述に符合しない。

また、A市における保険料納付手続について、市の集金人による印紙検認方式から納付書方式による金融機関での納付方法に変わったのは、昭和50年4月であることが当時の市政だよりから確認でき、申立人が国民年金に加入した

40年5月から市役所発行の納付書を使って、毎月、金融機関で納付していたとの陳述に不自然さは否めない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、通名を含め各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したがその形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年3月まで

私は、昭和43年1月に自営業を始めました。それ以前から自営業を営んでいた妻の勧めで国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は妻が夫婦二人分を集金人に納めていました。妻とは離婚したので詳しいことは聞いていませんが、国民年金は納めていたはずなので、自分だけが未納とされているのは納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月に申立人の元妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については元妻が夫婦二人分を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、保険料を納付するために必要な同年金手帳記号番号は、昭和46年6月に払い出されていることが社会保険庁の手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年6月9日であることが確認できる。この時点で、申立期間のうち、43年1月から同年12月までの期間の保険料は時効により納付できないほか、44年1月から46年3月までの期間の保険料は現年度納付することはできず、申立人が申立期間の保険料は申立人の元妻が集金人に現年度納付していたとの陳述には符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和46年度の印紙検認記録欄に保険料を現年度納付したことを示す検認印が確認できるものの、45年度と同欄には検認の押印が無い。

さらに、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付についての記憶が定かでないほか、申立期間の保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立期間の居住地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2909

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から51年3月まで

私は、しばらく国民年金に加入していなかったが、主人の国民年金保険料の集金に来ていた集金人に勧められ44年から45年ごろに国民年金に加入した。

加入後の保険料は、3か月ごとに集金に来ていた集金人に主人の保険料と一緒に夫婦二人分を納付していた。その後、毎月銀行で保険料を納付するようになったが、納付方法が変わった時期は記憶が定かでなく、保険料領収証書も保管していない。また、申立期間当時、私は国民年金手帳の交付を受けていないが、主人と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年から45年ごろ、夫の国民年金保険料の集金に来ていた集金人の勧めで国民年金に加入し、以降の保険料は夫と共に集金人に夫婦二人分を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、市の被保険者名簿の資格取得の原因等欄に届出日が昭和51年11月19日であることが記載されており、この時点で41年8月29日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。この場合、申立期間のうち、43年9月から49年9月までの期間は時効により、制度上保険料を納付することはできないほか、申立人が44年から45年ごろに加入手続を行ったとする時期に符合しない。

また、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの期間は過年度納付が可能であるが、申立人は過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていなければならず、同手帳記号番号が無い状況において、市では印紙検認で保険料を集金することはできないほか、A市で規則検認となった昭和 50 年度からは保険料納付書を発行することもできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性を確認するため、別読みを含めた氏名検索を行ったほか、社会保険事務所の同手帳記号番号払出簿の昭和43年8月から51年3月までの内容を確認したがその形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成 7 年 3 月まで

私は、最初に国民年金に加入した時期を覚えていないが、加入手続は私自身で行った。その後、昭和 57 年 3 月に会社を退職した際、母親に勧められて国民年金に再び加入した。この時の加入手続は母親が行った。

国民年金保険料については、私が仕事でほとんど自宅に居なかったので、母が固定資産税や国民健康保険料と一緒に毎月集金人に納付していた。この当時、集金人が保険料を集金に来たとき、母親は私の国民年金だけは納付すると言って保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月から平成 7 年 3 月まで母親が国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人は昭和 46 年 7 月 1 日に国民年金の被保険者となった後、厚生年金保険への加入に伴い、47 年 11 月 1 日に国民年金の資格を喪失していることが B 市の被保険者名簿から確認できる。その後、申立人が国民年金の被保険者資格を得たのは、平成 16 年 5 月 16 日であることが A 市の国民年金被保険者関係届（申出）書から確認できる。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、A 市では集金人による保険料徴収は行われておらず、申立人が申立期間の保険料納付について、申立人の母親が毎月集金人に納付していたとの陳述には符合しない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐ

る記憶が定かでないほか、申立期間は 156 か月と長期の申立てであり、行政側がこれだけの事務的過誤を行うことは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みを含めた氏名検索を行ったほか、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の昭和 57 年 3 月からの内容を確認したがその形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から62年12月まで

私は、結婚前にA市で勤務していたころ、勤務先に出入りしていた銀行員から、過去に納めていなかった国民年金保険料も納付でき、納付すると最初から保険料を納めていた人と同額の年金が支給されると聞き、居住していたB市役所にその話を相談し、国民年金の加入手続をした。その際、窓口で、まず今までの保険料を納めてから、今年の分の年金を納めるように言われ、納付するなら早く済ませようと、口座のあった金融機関で預金を引き出し、早急に納付した。昭和63年1月ごろ2回ぐらいに分けてまとめて未納分を納付したと記憶している。手元に同年1月から平成元年3月までの領収証書は残っているが、それ以前の保険料も納付していたと思う。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前B市に住んでいたところに国民年金の加入手続をし、過去の保険料をさかのぼって納付し、未納は無いはずであると申し立てている。

そこで申立人の国民年金加入時期をみると、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号払出日から、平成2年3月23日から同年4月20日の間と推定される。この時点において、申立期間である昭和59年10月から62年12月まで期間の保険料は、時効により制度上納付することはできない。

なお、B市の電算化された被保険者名簿をみると、申立期間のうち、昭和62年4月から同年6月までの期間の保険料が納付済みの記録となっていることが確認できる。一方、63年1月から同年3月までの期間の保険料は、B市の

記録では未納の記録となっているが、申立人はこの間の領収証書を所持しており、社会保険庁の記録でも納付済みとなっていることが確認できる。この点、B市では、紙台帳の記録から電算記録へ移行する際、実際の納付月に関係なく該当する年度の4月から納付月数分を前詰めで記録していたと回答しており、本来同年1月から同年3月までの期間に記録すべき納付記録を62年4月から同年6月までの期間に記録したものと推定できる。

また、申立人の所持する領収証書を見ると、昭和63年1月から平成元年3月までの過年度納付書が2年4月に発行されており、申立人が国民年金加入手続を行った時点で過年度納付の手続を行っていることが確認できる。

これらの点から、申立人が、手帳記号番号の払出時点において、さかのぼって納付できる期間の、全ての保険料を納付したものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について調査したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月から同年11月まで

時期ははっきり覚えていないが、A市に転居後、A市役所で国民年金の住所変更手続きを行い、その後郵送されてきた納付書を使用して、市役所内の収納窓口で1万3,000円ほどの国民年金保険料を納付した。

申立期間直後の平成13年12月から16年3月までの保険料をまとめて納付する前にC社会保険事務所で確認した際、時効で納付できない期間があるとは聞かなかったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居後、申立期間の国民年金保険料をA市役所内の収納窓口で納付したと申し立てている。

申立人に係る社会保険庁の被保険者記録をみると、申立期間直後の平成13年12月から15年3月までの期間の保険料が、16年1月に過年度納付されていることが記録されているが、この過年度納付の時点では、申立期間の保険料は、時効により過年度納付することができない。

また、社会保険事務所では、催告の時期より後に被保険者から過年度保険料納付の申し出があった場合、未納期間について、納付可能期間と時効により納付できない期間があることの説明を行った上で、納付可能期間の保険料の合算額が記載された過年度納付書を発行する取扱いをしているとしている。

さらに、申立人に係るA市の国民年金納付情報及びA市転入前に居住していたB市の納付記録には、申立期間の保険料が現年度納付された事蹟^{じせき}は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年11月まで

私は、昭和36年4月にA市で国民年金へ加入し、国民年金保険料は、加入直後の数回は市役所で納付し、その後は集金人に納付した。集金の都度、最初は100円、後に300円の印紙を年金手帳に貼ってもらった。

この年金手帳については、平成元年ごろに厚生年金保険請求のために社会保険事務所へ行った時に持参したが、関係無いと言われて返され、その後、転居の際に紛失した。

その後何度も、社会保険事務所に国民年金の手帳を持っていたと相談に行ったが、該当する加入記録も納付記録も無いと言われた。

申立期間の国民年金保険料は納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月にA市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を市役所窓口及び集金人に納付したと申し立てている。

そこで、複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に、申立人が居住していたと陳述する住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認を行ったが、申立人に対して申立期間に国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

国民年金保険料は、制度上、国民年金手帳記号番号の払出しを受けて国民年金被保険者資格を取得した者しか納付することはできないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと推認される。

また、A市の国民年金記録及び社会保険庁の記録には、申立人が、国民年金

保険料を納付した事蹟^{じせき}は見当たらない。

さらに、申立人は高齢のため、現在、申立人から直接申立期間当時の事情をこれ以上聴取することはできず、保険料納付の詳細は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、社会保険事務所は、申立期間後の、申立人がB市に居住していた昭和45年5月に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出され、同年5月から同年9月までの保険料が納付された未統合記録があることが確認されたとしている。

大阪国民年金 事案 2914

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から10年3月まで

私は、平成10年3月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行った。手続に行く前に市役所に国民年金保険料について問い合わせたところ、職員から、それまで未納だった期間の保険料のうち、さかのぼって納付できる期間の保険料があると聞いたので、納付できる保険料については納付しておこうと思い、母からお金を借りて加入手続時に、銀行、郵便局又は市役所で納付した。

当時さかのぼって保険料を納付することのできた期間は2年間だと聞いているので、申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年3月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、納付が可能な2年間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間の保険料を納付するに当たって金を借りたとする申立人の母は、当時、銀行預金から引き出して申立人に渡した金額は保険料の半年又は1年分であったと陳述しているものの、同人から提出された申立人の父名義の預金通帳には、加入手続が行われた当時に、申立期間又はその一部の期間に係る保険料額に見合う金額の出金記録は見当たらない。

また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿に、申立期間の国民年金保険料が納付された事蹟^{しせき}は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付について、納付場所及び納付金額等の記憶があいまいであり、このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から53年2月まで

私は、昭和51年8月ごろ、長男の出生届などのためにA市役所に行った際、国民年金の再加入手続を行い、その後は、夫婦二人分を併せた国民年金保険料を、銀行振込又は市役所に持参する方法で納付した。

それなのに、申立期間の保険料について、元夫は納付済みなのに私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月ごろに国民年金に再加入し、その後は、申立期間を含めて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

しかし、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立人のA市での保険料納付は、昭和53年3月から開始されており、同年4月からは口座振替による納付が行われていることが確認できる。

また、申立人の昭和53年3月の保険料の納付日は、申立人の保管する領収書により、同年3月15日と確認できるが、この日は、申立人が所持する国民年金手帳に記載された婚姻に伴う氏名変更日と同一日であること、及び当時A市では、2か月ずつの納付書兼領収書を発行していたが、同年3月の領収書は1か月のみ手書きのものであることから、申立人は、同年3月15日ごろに国民年金の再加入手続を行い、保険料の納付を開始したものとするのが自然である。

さらに、元夫に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表から、申立人の元夫は昭和52年4月から口座振替による保険料納付を開始していることが確認され、申立人の口座振替の開始とは時期が異なり、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間は、申立人が国民年金に再加入したとする昭和 51 年 8 月より以前の 50 年 11 月からの期間であるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとするなど、申立人の申立期間当時の保険料納付に係る記憶はあいまいである。

そのほか、申立人の申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年11月まで

私は、母から、昭和40年12月に、両親のいずれかが私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、母が自宅に来る集金人に両親の分と一緒に納付してくれていたと聞いている。妹も母に保険料を納付してもらっていたと言っている。

申立期間の保険料について、両親は納付済みとされているのに、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月に、両親のいずれかが国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、母が、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年10月に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の一部は、申立てのように現年度納付することはできず、A市では、集金人は過年度保険料の収納事務を取り扱っていなかったとしている。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、納付していたとする母は、高齢で当時の状況を聴取できないため、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人と同様に、母が保険料を納付していたとする申立人の妹については、昭和43年8月に手帳記号番号が払い出されているものの、保険料は未納で、当該手帳記号番号が取り消されていることが確認できる。

このほか、申立人の母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2917

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から43年2月まで
昭和36年12月ごろに、母が私の国民年金加入手続きをしてくれ、国民年金保険料は、43年2月ごろまで、母が納付してくれていたと思う。
昭和47年ごろに、自宅に来たA市職員から勸奨を受けて、夫婦共に国民年金に加入したが、その際、以前私の国民年金保険料を納付していたことを言いそびれた。
私の妹の国民年金保険料も、妹が20歳になった時から母が納付しており、私の保険料も納付してくれているはずなので、未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が、昭和36年12月ごろに申立人の国民年金加入手続きを行い、43年2月ごろまで国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。
しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。
また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。
さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。
加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月

平成3年8月の国民年金保険料が夫婦共に未納とされているが、保険料は毎月口座から引き落とされていた。引き落としできなかったと連絡をもらったことも無いのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、前後の期間の申立人夫婦の保険料納付日を見ると、おおむね毎月26日となっており、市における口座振替日と符合していることから、当時、申立人夫婦は口座振替による保険料納付の手続を行っていたものと考えられる。

一方、申立期間を含む平成3年度について、申立人夫婦の保険料納付日を見ると、基本的には毎月26日付け口座振替による手続きがなされていたものと考えられるものの、平成3年5月及び4年1月については夫婦共に当月に振替できず、前記日については3年9月17日に、後記日については、4年2月20日に納付していることが社会保険庁の電算記録から確認できる。また、3年11月については、夫のみ同年11月26日に口座振替より納付されているものの、妻の分は、同年12月に納付されていることが同様に確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人夫婦は、当時、基本的には口座振替による納付手続を取っていたものの、申立期間を含む平成3年度については、残高不足等の理由から振替不能に陥る何らかの事情が介在していたものと考えられるのが相当である。

さらに、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫婦共に未納の記録であり、納付記録の管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、行政側がこの期間についてのみ、夫婦そろって事務処理を誤るとは考え難い。

加えて、申立期間について、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年9月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

また、昭和51年4月から53年4月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から49年9月まで
② 昭和49年10月から51年3月まで
③ 昭和51年4月から53年4月まで

私が会社を退職した昭和48年6月ごろ、母が加入手続を行い、以降、集金人に保険料を納付してくれていた。

私は昭和49年10月に結婚し、A区で住んでいたが、年金手帳を見ると異動日は53年4月24日になっているので、48年6月から53年4月までは母親が納付していたはずである。

また、結婚した昭和49年10月からは、母親とは別に夫が納付書により納付していたはずであり、申立期間①及び②が未納であることに納付できない。また、申立期間②及び③については、母親と夫の二重払いとなるため、その分を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続についてみると、前後の任意加入者の資格取得日から昭和51年5月になされたものと推定できるとともに、手帳記号番号は実家が所在するB区において、旧姓で払い出されていることが、同払出簿から確認できる。また、この点については、通常、加入手続から数週間程度経過後に記載される払出簿の処理日が同年6月10日である状況と整合している。

一方、申立人は、加入手続前の昭和49年10月に結婚し、A区で居住しており、本来、B区で加入手続は行えないものの、当時、市では、加入届が提出さ

れた際の住民票等による確認は必ずしも徹底していなかったとしている。また、申立人は加入手続や保険料納付に関与していないとしている。

これらの点を踏まえると、申立人の加入手続は、婚姻後ではあったものの、申立人の母親がB区において行ったものと推定できる。

この場合、加入手続時点では、申立期間①のうち、昭和49年3月以前の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、46年6月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。また、申立期間①のうち、49年4月以降及び申立期間②については、過年度納付は可能であったものの、市では、過年度保険料を取り扱っておらず、集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

次に、母親と夫が重複納付したとする昭和49年10月から53年4月について、申立人が当時所持する年金手帳を見ると、B区（実家住所地）で51年5月に払い出された後、当時、夫婦が居住していたA区の住所地への変更手続は53年4月24日になされていることが確認できる。この場合、この変更手続がなされるまでの間、A区では申立人を被保険者であると認識しておらず、同区で納付書が発行されることはなく、B区とA区で二重に納付がなされることは考え難い。

また、申立期間②直後の納付記録をみると、継続的に現年度納付がなされていることが特殊台帳から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人の母親は加入手続を行った昭和51年度からB区において現年度納付を開始し、国民年金に係るA区への住所変更がなされた53年度以降について、申立人の夫が納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在は確認されず、申立期間①及び②の保険料納付、並びに申立期間③に係る重複納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間③の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から同年12月まで

私は、実家のC店の手伝いをしていたころ、A市役所から強制加入の通知がきたので、母が私の年金の加入手続と保険料納付を行い、ずっと一緒に市役所に払い込んでもらっていました。それなのに未納とされているのはおかしい。B市に転居した後に母から手帳をもらった際、初めて納付されていたことが分かったため、手帳の入手方法、納付状況等は記憶に無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、昭和38年5月以降の保険料について、継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、昭和39年1月22日付け強制加入として資格を取得していることが市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳双方の記録において確認できるとともに、同年1月から保険料を納付していることが同様に確認できる。この点については、正しくは、38年5月6日付け強制加入となされるべきであったものの、行政側が39年1月22日付け強制加入として認識している限りにおいては、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行うとともに、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡^{こんせき}は認められなかった。

さらに、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらず

なかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年3月まで

加入手続をした記憶は無いが、昭和36年4月ごろ、市の集金人という男性が今月から国民年金が始まったのでと集金に来たのをきっかけに保険料の納付を始め、月100円の保険料を毎月納めるようになったが、領収書や受領印はもらわなかった。

昭和49年10月に発行された国民年金手帳には、法免と書かれていたが、当時は何のことか分からなかった。申立期間当時は母子家庭だったが、自分で働いて、ある程度の収入があったので、免除申請をしたことは無く、生活保護も受けていなかった。

毎月納付してきた分が免除扱いされていることは納得できず、納付と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、昭和49年10月に、C市において現在の基礎年金番号に当たる国民年金手帳記号番号(以下「手番A」という。)の払出しを受けていることが、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から確認できる。またその際、36年4月1日付け強制加入として資格を取得していることが同様に確認できるほか、当該手帳の昭和48年度の印紙検認記録欄を見ると、昭和48年4月の欄に「法免36.4(89.2)」、同年3月の欄に「法免消滅」の記載が確認できる。さらに、申立人の特殊台帳を見ると、加入当初、36年4月から49年3月までの期間について、法第89条第2項に基づく法定免除期間として管理されていた形跡が認められ、年金手帳の記載と整合している。加えて、申立人は、この法定免除期間のうち、53年4月の時点で時効が成立していなかった申立期間を除く、43年4月から49年3月までの保険料を追納していることが同様に確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人は、加入手続時点で既に45歳に達しており、免除期間等が無ければ以降60歳に達するまで納付を継続しても受給権確保につながらなかったが、市では同人が昭和36年4月以降法定免除に該当することを把握していたことから、加入勧奨を行い、併せて、資格取得日までさかのぼって法定免除の処理を行ったものと推定できる。

なお、この点について、申立人はこれまで法定免除を受けたことは無いと陳述しているが、申立期間直後の6か年分について時効成立間際に追納を行っている点を踏まえると、当時から認識していたと考えるのが自然である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため同払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には、手番Aとは別の手帳記号番号(以下「手番B」という。)が昭和35年12月に同じC市の住所地において、いったん払い出されていた形跡が同払出簿から確認できるものの、この手番Bは37年9月に喪失処理されていることが市の被保険者カードから確認できる。この場合、申立期間のうち、同年9月以降については手番Aが払い出される49年10月までの間、行政側は未加入期間として認識しており、制度上、手番Bにより保険料を納付することはできず、保険料納付が無いまま喪失処理されたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 から 40 年 3 月 まで

国民健康保険の加入時に勧められて、夫が夫婦二人の国民年金への加入手続をし、昭和36年4月から月額100円ぐらいの保険料二人分を自宅で集金人に納めてきた。

最初の1年から2年間は、集金日にA区のC店舗からB区の自宅に帰って集金人を待ち、保険料を渡すと年金手帳に検認印を押してくれていた。その後は、A区のC店に集金人が来てくれるようになったと記憶している。

その年金手帳を紛失してしまったが、私が保険料を納めたのは間違いなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、この払出時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間になっており、36年4月から継続して保険料を納付してきたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間は、申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人夫婦の納付記録をみると、それぞれ申立期間直後1年分を過年度納付していることが特殊台帳から確認できる。この点については、申立人夫婦が受給権を得るためには、申立人は19年(228か月)、申立人の夫は16年(192か月)が必要であり、夫婦の加入年度である昭和41年4月からそれぞれ60歳に達するまで納付を継続しても、申立人は8か月、申立人の夫は7か月納付期間が不足するため、受給権確保の観点から、行政側による納付勧奨を受けてなされたものと推定できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわせる事情は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの期間及び38年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年3月まで
② 昭和38年4月から42年3月まで

私の母が、母の国民年金保険料のほか、当時同居していた私と妹の3人分の保険料を区役所から来ていた集金人に一緒に納付していたが、昭和38年ごろからは、私が母に保険料を渡して母が集金人に納付していた。

また、両親が離婚していたため、父が昭和41年に亡くなるまで、私は父方の姓を名乗り、住居も近くに移転したこともあったが、母とはいつも一緒に生活しており、申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、当時同居していた申立人及びその妹を含め3人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと申し立てているところ、昭和36年6月30日に、申立人の母親及び申立人姉妹の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている上、申立人姉妹の区の被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②前後の保険料の納付日は、37年4月から同年9月までの期間を除き、すべて同一日であることから、基本的に一緒に納付されていたものと認められるが、申立人の保険料と一緒に納付していたとみられる申立人の母親及び妹は、ともに申立期間①は未納であり、申立期間②についても、母親の40年4月から42年3月までの納付済期間を除き、ともに未納となっている。

また、申立人の妹が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間①及び②には、保険料を納付したことを示す検認印が押されていないことが確認できるとともに、申立人及びその妹は、昭和38年5月に区役所が発行した申立期間①に係る未納保険料の催告書をそれぞれ所持している。

さらに、申立人姉妹の区の被保険者名簿を見ると、昭和39年に不在被保険

者となったことをうかがわせる「39 不在」のゴム印が確認でき、申立人も、申立期間②の始まる 38 年ごろ、それまで A 業店であった店舗を B 業店に変え、住居も近隣へ移転したと陳述していることから、集金人は、移転後の所在が不明として、申立期間②の保険料を集金できなかつたものと考えられる。

加えて、申立人姉妹に対して、昭和 42 年 6 月 1 日に別の国民年金手帳記号番号が職権により払い出されているが、この手帳記号番号では、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができないため、申立人の母親は、新しい手帳記号番号により、現年度である申立期間②直後の同年 4 月の保険料から納付を再開したものとみるのが自然である。

なお、申立人に払い出された二つの国民年金手帳記号番号は、平成 19 年 1 月 22 日に統合されている。

一方、申立人の母親についてみると、母親が年金受給資格期間を確保するためには、納付月数が 120 か月(10 年)以上必要であるが、60 歳期間満了時点で、申立期間②のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの納付済期間を含めて 121 か月の納付が認められることから、当該期間の保険料は、母親が年金受給資格期間を確保するため、さかのぼって納付したものと考えられる。しかしながら、申立人姉妹については、申立期間②直後の時点でともに 30 歳未満であり、以後 60 歳まで保険料を納付することで、申立人姉妹の年金受給資格期間である 25 年を確保できる状況にあったことを踏まえると、母親と同様に当該期間の保険料をさかのぼって納付しなければならない特段の事情は見当たらない。

また、申立人及びその妹は、申立期間①及び②当時の保険料納付に直接関与しておらず、申立人姉妹の保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年3月まで
昭和42年に結婚後、しばらくの間は、夫婦共に未納であったが、夫が国民年金に加入して以来、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。
夫が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年に結婚してA県B市からC市D区E地区に転入し、その1年から2年後に現住所である同区F地区に転居したと陳述しているが、申立人の所持する41年4月1日発行の国民年金手帳を見ると、42年4月10日にA県B市からC市D区E地区に住所変更された記載は確認できるが、その後の転居先である同区F地区の住所が記載されていないことから、現住所へ転居した当時において、申立人の年金に関する住所変更手続が行われなかったものと考えられる。また、申立人の特殊台帳を見ると、53年10月14日に年金手帳が再交付されたこと、及び「不在確認」のゴム印が確認できることから、申立人が現住所に転居以降、手帳再交付までの期間については、転居前の住所のまま不在被保険者として管理されていたものと推測され、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

一方、申立人夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫についてみると、国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月に払い出されており、当年度以降60歳まで保険料を納付しても年金受給資格期間である25年を確保することができないため、48年4月までさかのぼって保険料を過年度納付していることが夫の特殊台帳により確認できる。しかしながら、申立人については、手帳再交付の時点で36歳であったが、A県B市において3年9か月の納付済期間を有していたため、夫とは異なり、申立期間直後の54年4月から保険料

の納付を開始しても年金受給資格期間を確保できる状況にあったことが分かる。

また、申立人は、年金関係の諸手続や保険料の納付に直接関与していなかったとし、これらを行ったとする申立人の夫も、当時の状況をよく覚えていないと陳述しているため、その詳細については不明である。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和29年に結婚し、国民年金の加入手続については、夫にすべて任せていたので分からないが、夫が制度発足当初から手続してくれていたと思う。
保険料の納付については、当時のことははっきりと覚えていないが、たぶん私が集金人に納付していたと思うので、未納期間があるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月以降に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から38年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法等に関する記憶は不明確であるとしているが、国民年金手帳記号番号払出時期からみて、申立期間直後に当たる昭和40年度の納付済み保険料は過年度保険料と考えられ、このことから、手帳記号番号払出当時、既に36歳に達していた申立人は、年金受給資格期間を満たすため、過去1年間の保険料のみをさかのぼって過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

大学を卒業して、父が経営している会社に勤務した時に、税理士からの指導で、母が私の国民年金への加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。

両親は既に国民年金に加入している上、昭和48年3月に結婚した妻は同年1月から納付済みとなっているのに、申立期間の私の保険料のみ未納であることは考えられない。

父は平成8年に他界しており、母に聞いても30年以上も前のことなので「納付していたはず。」と言うだけで詳細は分からないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月、父が経営する会社に就職した時に、母が国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月25日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、47年4月から48年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、一方、納付等を担っていたとされる申立人の母も、加入手続や保険料納付に関する記憶が不明確であり、このほか、申立人から申立期間の保

険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から44年3月まで

昭和38年1月に会社を退職し、家業を継ぐことになった際、父が、私の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料については、母が、自宅に来る区役所の集金人に納付してくれていたと思う。

私自身は、加入手続も保険料の納付も直接行ったことは無いが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月ごろに、父が国民年金の加入手続を行い、母が申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の年金加入記録及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和40年9月19日に初めて国民年金の強制加入被保険者資格を取得しており、申立期間のうち、同年8月以前については国民年金未加入期間に当たる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年9月17日に、結婚後の住所地であるA区において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、38年1月から41年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、42年1月から44年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人と同時期に別の会社を退職し、一緒に家業を継いだとする申

立人の弟の国民年金保険料納付記録をみても、申立期間は未納となっている。

このほか、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、納付等を担っていたとされる申立人の両親は既に他界しているため、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年6月まで

昭和43年8月15日にA区で開業したところに、母が私の国民年金の加入手続をしてくれたはずである。

申立期間の保険料についても、母が、店に来る集金人に私達夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずである。

納付金額などの詳細は分からないが、申立期間に係る保険料を母が納付したことは間違いなく、母の保険料は完納されているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月ごろ、母が国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の年金加入記録及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和56年9月21日に初めて国民年金の強制加入被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金未加入期間に当たり、また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年6月17日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、母が申立期間の夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずであるとしているが、申立人の元妻の年金加入記録をみても、申立期間当時は国民年金未加入期間となっており、昭和50年に申立人と別居してB市

に転居した後の 51 年 5 月に、同市で初めて国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付について直接関与しておらず、納付等を担っていたとされる申立人の母親は既に他界しており、納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても申立期間の国民年金保険料納付をうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和19年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年7月から40年4月まで

父親から、私が20歳になった時にA市役所で国民年金加入手続をし、保険料を支払ってくれたと聞いている。その父親も既に他界しており、当時の詳しい話をする事ができる者もない。父親は確かに保険料を支払ってくれたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、父が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年6月17日に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することはできず、また、申立期間のうち、40年3月以前の保険料は、制度上納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付については、他界した申立人の父親がしてくれたとしており、申立人は直接関与しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年から36年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和28年から36年までの記録が無いとの回答をもらった。在職期間を正確には記憶しておらず、また、結婚後一時退職していた時期はあるが、申立期間の中に在職期間があるのは間違いない。

申立期間のうち、在職期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和32年ごろから36年8月ごろまでA社に経理等の担当として勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となったのが、昭和34年6月1日であり、申立期間のうち、28年から34年5月31日までの期間は適用事業所ではない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立期間当時の申立人の保険料控除の状況等は確認できない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いこと、また、仮に申立人の被保険者資格の取得届が提出されていた場合、その後2回の算定基礎届及び資格喪失届が提出されているはずであり、これら4回の届出について社会保険事務所が記録を行っていないとは考え難いことから、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出は、社会保険事務所に提出されていなかったものと考え

られる。

一方、申立人及びその同僚は、A社における申立期間当時の女性従業員は常時、おおむね2人で、これら2人の女性従業員が同社の庶務及び経理等の事務を行っていたとしているところ、上記被保険者名簿では、申立期間に記録の有る女性被保険者は、申立期間において、被保険者期間が1か月の者、3か月の者、5か月の者、9か月の者及び7年8か月の者（うち、申立期間と重複するのは約4か月。）がそれぞれ1人ずつとなっている。

このように、A社では、申立期間当時、女性従業員については、わずか1か月でも適時に被保険者として資格の取得及び喪失届を提出していることが認められる。

したがって、申立人が、申立期間のうち、A社が厚生年金保険適用事業所となった後の2年間において、被保険者資格を有し、厚生年金保険料を給与から控除されていた場合、わずか10人弱の事業所において、事業主が特段の理由も無く2年もの間申立人の資格取得届等を行わなかったとは考え難く、また、上記社会保険事務所への届出の際、申立人の被保険者記録が無いことに気付いていたものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から25年10月1日まで
② 昭和26年5月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が未加入期間となっていた。私は、昭和23年5月1日から30年9月30日まで、A社、B社及びC社に期間を空けずに継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が継続して勤務していたとするA社、B社及びC社は、所在地の移動の都度事業所名の変更を行っているものの、事業主は同じで実質上同一の事業所であり、同僚の陳述から判断して、申立人がこれら3事業所に継続して勤務していたことは、推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間①及び②について、これらの3事業所は適用事業所とはなっておらず、これら3事業所の厚生年金保険の適用事業所では無くなった日及び新規適用日は、申立人の被保険者記録の資格喪失日及び資格取得日と一致している。

また、3事業所の所在地を管轄する法務局に当該事業所に係る商業登記の記録は確認できず、事業主の連絡先は不明であり、3事業所における申立人の勤務の状況や申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿において、3事業所の従業員の厚生年金保険被保険者記録を確認しても、申立期間①及び②において被保険者記録を持つ者はおらず、連絡のとれた3人からも、厚生年金保険に関する申立期

間①及び②当時の事情を確認することはできなかった。

加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から同年10月20日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和30年7月1日から同年10月20日までの加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で厚生年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社は、昭和32年6月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、A社において、「経理及び社会保険（厚生年金保険及び健康保険）の事務全般の業務に従事していた。」と陳述しているところ、申立期間において申立人が何の事情も無く、自らの取得及び喪失届を提出するとは考え難いことから、申立人は当時何らかの事情により自らの資格の取得及び喪失の届出を行ったと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に加入記録の有る複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険への加入並びに保険料の控除をうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立期間に係る当該被保険者名簿において健康保険証の整理番号に欠番は見当たらず、申立期間の資格喪失時に健康保険証を返納したことを

表す「返」の記載が確認できるほか、再取得の際には、従前の厚生年金手帳記号番号を用い、健康保険証の整理番号が変更されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたと陳述しているものの、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 39 年 6 月から 41 年 6 月まで A 社において、B 業務従事者として勤務していた。

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入期間が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚 3 名の厚生年金保険加入記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は A 社に勤務していたことは推定できる。

しかし、申立人は A 社では、B 業務に従事をしていたと陳述しているところ、同社の事業主の妻は、「B 業務従事者については長期雇用を前提としていなかったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、上記の妻は、「申立人についての記憶は無い。」としている一方、申立人が名前を挙げた同僚 3 名については、「1 人は C 業務従事者、ほかの 2 名については D 業務従事者であったので、これらの者については、入社当初から厚生年金保険に加入させていた。」としており、当該同僚 3 名の厚生年金保険の加入記録は同社に係る厚生年金保険被保険者名簿からも確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、各種氏名検索を行っても申立期間に申立人に該当する記録は確認で

きなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無い上に、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月から27年12月まで

私は、昭和25年7月から27年12月までの厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を得た。A社は、正社員として最初に勤務した会社であり、厚生年金保険被保険者証をもらったことを覚えている。

A社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社在職当時の取締役の名前及び取扱商品等の業務内容を具体的に記憶しており、同社に在職していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録においてA社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、A社所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いことから、同社の役員等を確認することができず、これらの者から申立人の勤務状態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立人は、同じ事業主が別に経営していたB社の従業員氏名を記憶していたものの、その者は亡くなっている上、当該B社の当時の同僚や役員の所在は不明のため、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について陳述を得ることはできなかった。

加えて、各種氏名検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
平成元年 12 月 1 日より A 社にて勤務し始め、10 年 4 月末に定年を迎えたが、定年延長となったので、引き続き同社に勤務し、11 年 6 月末に退社した。しかし、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険資格の喪失日が同年 1 月 1 日とされているが、定年前と同じ労働条件で引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において、平成 10 年 4 月末に定年を迎えたものの、定年延長により 11 年 6 月末まで勤務したと申し立てているが、申立人の雇用保険の記録をみると、同社における離職日は 10 年 12 月 31 日となっているほか、厚生年金基金及び健康保険組合の申立人の資格喪失日は、いずれも 11 年 1 月 1 日となっており、雇用保険、厚生年金基金及び健康保険組合の記録は、申立人の社会保険庁の被保険者記録と一致している。

また、申立人は、平成 11 年 1 月 7 日に公共職業安定所において求職の申込みを行い、その後、申立期間を含む同年 1 月 14 日から 12 年 1 月 8 日までの期間について失業給付を受給している記録が確認できることから、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたとは考え難い。

さらに、A 社の担当者は、申立人は、平成 10 年 4 月 30 日に定年を迎え、その後、定年延長となり継続して勤務したが、同年 12 月 31 日に契約期間満了となったため、11 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の資格喪失届を提出したので、申立人は在籍しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していなかったと陳述している。

加えて、A社提出の平成11年分給与所得の源泉徴収票においても、給与所得の支払金額及び社会保険料等の金額欄は、いずれも「0円」と記載していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月11日まで

私の厚生年金保険の加入記録は、資格取得日が昭和28年5月11日となっている。しかし、私は、A社に同年4月1日から平成2年8月20日まで勤務しており、退職すること無く継続して勤務していたことは健康保険資格喪失証明書の記録等で証明できるので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社健康保険組合の健康保険資格喪失証明書、退職者一覧台帳及び、雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間に、A社に在職していたことが確認できる。

一方、A社に係る被保険者名簿から、申立人と同年代で同様に昭和28年5月11日付けで資格を取得している同僚に照会したところ、複数の同僚からは、「昭和28年4月1日に入社したが、入社後の一定期間は集合研修が行われていたためではないか。」とする回答があり、このうち申立人と同年代の同期入社同僚からは、「昭和28年4月1日の入社後、集合教育があり、その後、各支社に分散しての実習があった。入社当時、厚生年金保険加入についての説明があったか否かについては記憶に無いが、試用期間があつて問題が無ければ正社員になれるとの説明は聞いた。私も申立人と同様に資格取得日が28年5月11日になっており、申立期間が1か月欠落していることが最近分かったが、試用期間の関係だったのかと思っている。」旨の陳述が得られた。

また、A社の同僚に対する照会結果から、入社日を昭和28年4月1日とする同僚17名は、いずれも厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の同年5

月 11 日となっていることが社会保険庁の記録より確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時の資料は保存されておらず、申立期間に係る保険料控除等については不明と回答しているほか、申立期間当時の被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番は無く、不自然な点もうかがわれない。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料控除については覚えていないとしているほか、各種氏名検索を行っても申立期間に申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月まで

私は、中学校卒業後の昭和 34 年 4 月に学校の紹介で A 社に入社し、36 年 3 月まで同社に勤務したが、社会保険事務所では、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとする A 社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A 社の元事業主（申立期間当時の事業主の子。申立期間当時の事業主は既に死亡。）は、「同社が厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことも無かった。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の A 社の業種は B 業であるが、当時、B 業は、法人であっても、厚生年金保険の強制適用業種では無かった。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月から 37 年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、B市にあったA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の事業主の名前を記憶しておらず、申立人が同僚であったとする者の連絡先も不明であり、これらの者から申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年9月ごろまで
② 昭和27年5月1日から31年3月21日まで

高等小学校を卒業後、昭和20年4月1日から同年9月ごろまで、叔父の紹介でA社B工場に勤務したが、社会保険事務所の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。

また、昭和27年5月1日から31年3月21日まで、C社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録も無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間当時におけるA社B工場内の建物の配置状況等を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B工場は、昭和23年8月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、A社は、申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明としている。

また、申立人は、当時、叔父と共にA社B工場に勤務したとしているが、叔父についても同社における厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

さらに、申立人は、叔父以外の同僚の名前を記憶していない上、A社B工場において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録がある16人は、いずれも所在が不明であり、申立人の勤務実態等について確認できない。

加えて、社会保険事務所のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、D社(申立期間当時は、C社。)が保管する退職者名簿に申立人の氏名が記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該名簿には、申立人の入社日は記載されておらず、D社は、当該名簿のほかに申立人に係る資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、申立人が同僚であったとしている7人のうち3人は、C社において厚生年金保険に加入した記録が無い。

さらに、当該7人の同僚は、いずれも死亡しているか所在が不明であるほか、C社において、申立期間に厚生年金保険加入記録がある者のうち、所在が判明し聴取することができた4人は、いずれも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明としている。

加えて、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 7 日から 37 年 9 月 14 日まで
厚生年金保険加入期間について、C 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。次の仕事がすぐに決まったのに、脱退手当金を受けるはずがない。脱退手当金は受け取っていないので、領収書か何かを示して調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 38 年 10 月 9 日に支給決定されていることが確認できる。

申立人は、昭和 37 年 9 月に A 社を退職後、同年 10 月より B 社で勤務し、同社が厚生年金保険適用事業所となった 41 年 2 月 1 日から厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である A 社とは別の被保険者記号番号となっていることから、申立期間の脱退手当金を受給したため番号が異なっていると考えるのが自然である。

また、申立人に対しては、申立期間後の B 社の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は株式会社 B を退職する際、「社会保険事務所の人に脱退手当金をもらったほうがいいよ。」と教えられ、約 1 年 2 か月後に申立期間後の厚生年

金保険被保険者期間のみ脱退手当金を受給したと陳述していることを踏まえ、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 2 日から 55 年 7 月 30 日まで
厚生年金保険加入期間について、B 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。昭和 55 年、手術を終えて退院し、出勤したところ、会社は倒産していた。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 9 年 3 か月後の平成元年 11 月 16 日に支給決定されているとともに、脱退手当金裁定請求書は同年 10 月 25 日に社会保険事務所に提出されていることが確認でき、同請求書に記載された「住所」は、当時、申立人が居住していたとする住所地と符合している（戸籍謄本の附票とも一致している）。

また、脱退手当金の受給方法として、同請求書の「金融機関にあなたの預金口座がありその口座に振り込みを希望される場合」の欄には、当時の住所地最寄りの銀行名及び口座番号が記載されていることが確認できるなど、記載内容に疑義が認められないことのほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、受付から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から34年8月29日まで

A社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を受け取っていないのに、支給済みとなっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた期間について、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和34年10月19日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者原票により、脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人が支給決定を受けているが、このうち2人は2か月以内に支給決定されており、また、約11か月後に支給決定された同僚は、事業所から脱退手当金の説明を受け、請求手続は事業所が行ってくれたと供述している。

加えて、申立人の脱退手当金支給決定が通算年金制度創設前であることのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 20 日から 43 年 11 月 7 日まで
昭和 42 年 10 月 23 日から 43 年 11 月 6 日までの期間、C 市に事業所がある A 社という会社から派遣される形で D 市内の B 社で勤務していた。当時、厚生年金保険と健康保険に加入しているとの説明を受けており、また、B 社が保管していた私の履歴書の中にも勤務していた記録があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社の社名を有する事業所から派遣されて B 社を勤務先としていたことは同社提出の履歴書（人事記録）により推定できる。

しかし、申立人は A 社について C 市事業所であること以外に具体的な所在地を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は所属事業所について、A 社ではなく A 社の子会社であったかもしれないと陳述しているが、子会社の社名を記憶しておらず適用事業所であることを確認することができないため、事業主、同僚等を特定することができず、これらの者から、当該事業所の当時の状況や申立人の勤務実態及び保険料控除について聴取を得ることができない。

さらに、類似名称事業所の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらなかったほか、申立人の氏名別読みでの検索を行ったが、申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 42 年まで

昭和 35 年 1 月に A 社に入社し、同年 6 月に退社した。その後、36 年から 42 年まで、同社で再び勤務した。このうち、35 年 1 月からの同年 5 月までの 5 か月間は厚生年金保険の加入記録があるが、36 年から 42 年までの加入記録が無く納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社に昭和 36 年 5 月 27 日から 42 年 7 月 31 日まで在籍していたことは、同事業所が保管している労働者名簿により確認できる。

そこで、A 社に現存する労働者名簿のうち、申立人が 2 度目に入社した日の前後に資格を取得した 60 人の記録を確認すると、申立人を含む 6 人は社会保険庁が保管する事業所別被保険者名簿に厚生年金保険の加入記録が無かった。このことから、同事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが確認できる。

また、社会保険庁が保管する A 社に係る被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、当該事業主は、「申立期間の保険料を控除していたかどうか」、「保険料を納付したかどうか」、「申立てどおりの取得及び喪失届を提出したかどうか」については、不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 5 月まで

A社に勤務していた昭和 47 年 5 月から同年 7 月までの給与総支給額の平均額は 5 万 6,895 円であり、標準報酬月額は 5 万 6,000 円となるはずが、社会保険事務所の記録では 5 万 2,000 円となっている。標準報酬月額の決定に疑義があるので調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が主張する標準報酬月額の相違については、A社が昭和 47 年度の算定基礎届において、申立人の標準報酬月額を 5 万 2,000 円と届け出ているが、申立人の所持する給与明細書をみると、算定の基礎となる昭和 47 年 5 月から同年 7 月までの給与の平均月額は 5 万 6,895 円であり、当時の標準報酬月額等級区分にあてはめると標準報酬月額は 5 万 6,000 円となることから、同社が申立人の報酬月額を誤って届け出た可能性は否定できない。

しかし、仮に申立人の主張する標準報酬月額が当該申立期間に係る標準報酬月額に該当するとしても、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

大阪厚生年金 事案 3617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月31日から29年12月31日まで

私は、昭和25年3月27日にA社に就職し、29年12月30日まで同社で継続して勤務していた。

次の勤務先であるB社の入社年月日は、昭和30年1月7日であったと記憶していることから29年12月30日まではA社で勤務していたはずである。同社では入社時から寮で生活しており、同年12月31日にB社に引っ越したと記憶している。

退職まで同じ機械整備の仕事をしており、継続して勤務していることに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社から提出された「被保険者いろは名簿」は、申立人が昭和25年3月27日に被保険者の資格を取得し、28年12月31日に資格を喪失したと記載されており、社会保険庁の記録どおりであることが確認できる。

また、申立人は、「昭和29年12月30日にA社を退職することが決まっていたため、その時期に併せて次の職を探していた。同年12月31日にC市のB社に住み込みで働くために引っ越した。」旨、陳述しているが、住民基本台帳票には、C市への転入の届出年月日は昭和29年2月18日と記載されており、時期を併せて職を探していたとの陳述と符合しない。

さらに、申立人は当時のA社での上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、社会保険庁のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた複数の従業員に聴取したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月5日から27年11月15日まで

私は、昭和24年4月1日にA社に入社してから、58年3月25日まで継続して勤務していた。入社当初からB業務などの仕事を担当しており、入社当初から会社の首脳陣に近い立場で勤務していたので、間違いなく常勤社員であったはずである。申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたことは推定できる。

しかし、A社は既に社会保険の適用事業所では無くなっており、申立人の父である事業主も死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社の同僚に、申立人について照会したところ、11名から回答が得られたが、申立期間について申立人の勤務実態及び保険料控除についての陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 17 日から 58 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 10 月から 63 年 4 月まで A 社の社員であったが、海外駐在員であった 54 年 11 月 17 日から 58 年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。同僚の海外駐在期間は加入記録が途切れていないと聞いているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社が申立人からの提訴により地方裁判所に提出した答弁書から、申立人が申立期間において、B 国で同社の海外駐在員として勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社は、当該答弁書において、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨を述べている。

また、A 社が、申立期間当時の海外駐在員に対し、国内において支払った昭和 55 年冬期の賞与支給明細の記録において、6 人中申立人を含む 5 人、56 年夏期の同記録において申立人を含む 7 人全員、57 年夏期の同記録において 9 人中申立人を含む 8 人、57 年冬期の同記録において 9 人中申立人を含む 7 人が厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。さらに、同社は、上記答弁書において、申立期間における月例給に関する賃金台帳については、申立人が当時就労していた C 駐在事務所が賃金支給事務を行っていたため、これを保管していないと述べており、確認することができない。

加えて、申立人の被保険者資格喪失日及び被保険者資格取得日について、A 社が申立期間当時加入していた健康保険組合と社会保険事務所の記録は一致している。

また、A社の元事業主及び元総務責任者は、同社が厚生年金保険に加入する海外駐在員に対して行う厚生年金保険料の控除は、国内において支払われる給与及び賞与からであった旨を陳述しているが、申立人は海外駐在期間において、国内で支払われる毎月の給与及び事業主による当該給与からの厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 36 年 8 月 26 日まで
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた昭和 28 年 6 月 1 日から 36 年 8 月 26 日までの期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
昭和 38 年 3 月 20 日に支給済みとなっているが、36 年に結婚しているので 38 年に受け取っているなら、主人も知っているはずなのに覚えていない。
私自身も受け取った覚えは無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 38 年 3 月 20 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、昭和 37 年 11 月 19 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済」との表示が確認できる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険加入期間について、C 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は、B 社を退職したときには受給したが、A 社を退職したときは、申請手続もしておらず、受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間について脱退手当金の申請手続をした覚えも無く、脱退手当金は受給していないとしている。

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 10 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 21 日から同年 7 月 21 日まで
② 昭和 41 年 8 月 14 日から 44 年 8 月 21 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社で勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

最初に勤務していたC社の昭和 37 年 4 月 12 日から 40 年 12 月 21 日までの期間については、当時はほとんどの女性が脱退すると聞いていたので、私も脱退手当金を受給したが申立期間については受給した覚えは無い。

B社は、主人が今も在職しているが、同社が勝手に解約することは無いと言っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前のC社に勤務していた期間(44か月)については受給したが、A社及びB社で勤務していた期間(39か月)については、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金は、C社に勤務していた昭和 37 年 4 月から 40 年 12 月までの 44 か月を含めた 83 か月が 45 年 5 月 12 日に支給決定されていることが確認できるとともに、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号

番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないが、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金の受給を疑わせる事情は見当たらない

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 6 日から 37 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険加入期間について、B 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金は、請求手続もしておらず、受給していない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間について自身で脱退手当金の受給申請手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

しかし、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、また、申立人の脱退手当金は A 社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 37 年 8 月 1 日から約 3 か月後の同年 10 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 11 月 30 日まで

A社に勤務していた当時の妻が、「給与明細書には、厚生年金、健康保険料、源泉徴収税及び住民税等の項目に金額が記載されていたことを覚えています。」等と書面で証言してくれているので、申立期間を厚生年金保険被保険者と認めるよう、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する被保険者名簿により、申立人のいとこ及び姉（親族）が厚生年金保険被保険者であったことは確認できるものの、申立人についての記載は無く、申立人が厚生年金保険料の控除を受けていたと認められる特段の事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 1 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料として、新たに申立期間当時の妻の陳述書を提出したが、申立人の保険料控除に係る同陳述書の記載内容の事実を確認することができない。

また、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、同陳述書の内容のみでは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には該当せず、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 30 日まで

私は、申立期間において、A社B本社に勤務していた。毎月の給料から社会保険料を控除されていたことを記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が全く無いことに納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は勤務開始から退職までの経緯を明確に記憶していることや複数の従業員の陳述から、申立期間当時、申立人がA社B本社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社B本社に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険庁の記録に不自然な点もみられない。

また、A社B本社は、昭和 36 年 2 月 20 日に、厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、申立期間の経理担当者は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務状態や保険料控除について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿によると、A社B本社は申立期間中に3回の標準報酬月額算定基礎届を行っているところ、仮に申立人が資格を取得している場合、その後資格喪失届も提出されたと考えられるほか、この間には上記の算定基礎届の機会が有ったにもかかわらず、これらいずれの機会においても同社及び社会保険事務所が申立人の記録漏れに気付かず、記録を誤ったとは考え難い。

加えて、A社のC他府県の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人の各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人の該当する記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 31 日から 48 年 6 月まで

昭和 38 年 3 月 31 日から 48 年 6 月まで B 業務従事者として勤務していた A 社の厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、当該期間の年金加入記録は確認できないとの回答を得た。一緒に働いていた親方は、勤務していた 38 年から 49 年までの期間の年金を受け取っている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 社において勤務していたと推認できる。

しかし、A 社の申立期間当時の事務担当者は、「当時、当社では厚生年金保険には事務職の者及び役職者だけを加入させる取扱いとしていた。C 所で働く一般の従業員は加入させていなかった。」としており、申立人と申立期間当時一緒に働いていた同僚も、「B 業務従事者は長期間勤務する方が少なく、厚生年金保険に加入している人は少なかった。」と陳述している。

また、申立人は、一緒に働いていた親方は、A 社で勤務していた期間は厚生年金保険に加入し、年金を受け取っていると申し立てているが、当該親方が同社で勤務した期間は昭和 38 年 5 月から 49 年 4 月までの期間であり、厚生年金保険の加入期間は入社後一定期間を経過した 41 年 6 月 1 日から 49 年 3 月 18 日までの期間となっていることが確認できるほか、当該親方は、申立期間当時は役職者として同社の D 業務従事者をしており、上記のとおり、同社の当時の厚生年金保険の加入取扱いに照らすと、役職者であるため加入手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が一緒にD業務の仕事をしていたとする後輩の従業員には、A社における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立期間当時のA社の事業主は既に亡くなっており、同社が平成18年9月に廃業した際の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の人事関係資料は残っていない。申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年2月28日まで

私は、昭和63年1月31日から同年2月28日までA社で事務の仕事をしてきたがこの間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の所在地や女性事務員の数が同社の被保険者名簿に記載されている所在地及び同僚の陳述と符合していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚の事務員は、「入社後すぐには社会保険に加入しなかった」と陳述しており、当該同僚について厚生年金保険の加入記録をみると、入社4か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、別の同僚は、「A社は、事務員及び営業社員がすぐ辞めるため、入社後一定期間経過してからでないでないと厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは無い。

これらのことから、申立人の当該事業所における勤務期間は1か月と短く、事業主が申立人の厚生年金保険の加入手続をする前に退職したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 30 日から 39 年 12 月 15 日まで
私は、A社で勤務していたときに、同社社長から、B社を設立したので、一緒に仕事をしてほしいと言われ、昭和 36 年 11 月 30 日にA社からB社へ異動となったのに、申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主の妻の陳述から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、商業登記簿から昭和 37 年 3 月 7 日にC市で設立していることが確認できるものの、社会保険庁の記録において、同社は厚生年金保険の適用事業所では無い。

また、申立期間当時の事業主は、グループ会社であるD社において昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 3 月 27 日に資格を喪失していることが確認できるものの、同社においても申立人の年金記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人がB社で一緒に働いていたと申し立てている同僚や申立人の妻について、D社及びA社の被保険者名簿において記録確認したが、いずれの者も該当する記録は無い。

加えて、B社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る勤務状態及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から同年12月1日まで
私は、昭和23年7月1日にA社に勤務した後B社が設立された同年9月1日に同社の職員となって継続して勤務しているのに、同日から同年12月1日まで厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録簿により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が当該事業所で被保険者資格を取得した日と同じ同年12月1日であり、申立期間は両事業所とも適用事業所とはなっていない。

また、B社は、「当社が適用事業所となった昭和23年12月1日までは、職員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」としている。

さらに、申立人と一緒にA社からB社に転籍した同僚6人のうち所在の判明した同僚は、「申立期間について給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては分からない。」としている。

加えて、申立人は、A社からB社と一緒に異動した同僚数名を挙げているが、いずれも昭和23年9月1日に資格を喪失し、同年12月1日に資格を再取得していることが社会保険庁の記録において確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関係資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 16 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 21 日から 40 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
④ 昭和 42 年 4 月 17 日から 45 年 11 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社、B社、C社及びD社で勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無い。D社退職後、半年以上経ってから脱退手当金を請求したことになるが、長女を出産した直後にD社を退職したので、私自身が脱退手当金を請求できるような状況では無かった。

申立期間①から④までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金支給に係る事務手続をみると、請求者から脱退手当金裁定請求書が提出されると、同請求書に記載された厚生年金保険被保険者台帳記号番号及び「いままでに勤務した事業所」欄に記載された被保険者期間を基に、厚生年金保険加入記録を調査・審査することとなっているところ、申立期間当時、社会保険庁では、記号番号で厚生年金保険加入記録を管理していることから、脱退手当金請求時に同請求書に記載された記号番号とは異なる記号番号により管理されている被保険者期間がある場合、同請求書に当該被保険者期間の記載が無ければ、脱退手当金の支給漏れ期間が生じることとなる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号をみると、申立期間①、②及び最終事業所の申立期間④は同一の記号番号で管理されている、一方、

申立期間③は申立期間①、②及び④とは異なる記号番号により管理されていることが、社会保険事務所が保管する申立期間①から④までに係る各事業所の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。また、申立人の脱退手当金は、2つの記号番号により管理されたすべての厚生年金保険被保険者期間を算定基礎とする支給額の計算が行われていることが確認できる。ところで、前述の脱退手当金支給に係る事務手順に照らすと、申立人の同請求書には、最終事業所での記号番号と異なる記号番号で管理されていた申立期間③の被保険者期間も記載されていたものとするのが自然であり、脱退手当金請求時には申立人が関与していたとするのが相当である。

さらに、D社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 21 日から 51 年 5 月 21 日まで
② 昭和 58 年 8 月 25 日から同年 10 月 21 日まで
③ 昭和 58 年 11 月 15 日から 59 年 8 月 20 日まで

社会保険庁の記録では、A社で勤務していた昭和 50 年 9 月 21 日から 51 年 5 月 21 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

また、B社で勤務していた昭和 58 年 8 月 25 日から 59 年 8 月 20 日までの期間のうち、58 年 10 月 21 日から同年 11 月 15 日までの 1 か月しか厚生年金保険加入期間が無い。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社での在籍が同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚は、「申立人は、同社には在籍しておらず、同社事務所に間借りをして、知人と 2 人でC社という個人事業所を経営していた。」と陳述しているとともに、申立人は、申立期間①のうち、昭和 51 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日までC社の事業主であったことが同事業所の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、A社は、昭和 50 年 10 月 1 日に社会保険の適用事業所では無くなっており、申立期間①のうち、同年 10 月 1 日以後の期間は、同社が厚生年金保険適用事業所でない期間である。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者のA社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間②及び③について、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者は、

「私と申立人は、申立期間②直前まで勤務していた事業所の倒産による残務整理をB社の事務所で数か月間行っていただけであり、同社の社員では無かった。」と陳述している上、B社での在籍が同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚からは、申立人の同社での申立期間②及び③の在籍に関する証言等を得ることはできなかった。

また、B社は、昭和58年11月15日に社会保険の適用事業所では無くなっており、申立期間③は、同社が厚生年金保険適用事業所でない期間である。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、明確な期間は特定できないものの、自営業をしていた期間があったと陳述している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月31日から35年3月1日まで

私は、昭和28年4月から37年5月22日までA社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、31年7月31日に同社での厚生年金保険被保険者資格を一度喪失し、35年3月1日に被保険者資格を再取得したことになっており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

私は、A社に在職中に患い、申立期間中に入院加療していたが、回復したので一度職場復帰しており、また、その後、再発により同じ病院に入院し、昭和35年3月から再度職場復帰したが、健康保険の被保険者として保険適用を受けて治療していた上、傷病手当金も受給していたので、申立期間中も厚生年金保険被保険者であったはずである。

申立ての事実を証明できるものは何一つ無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在籍について、申立期間当時の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から在籍確認できる複数の同僚に照会したが、いずれの同僚も、「申立人が申立期間に同社に在籍していたかどうかは分からない。」と陳述しており、そのうち一人は、「時期や期間は特定できないが、申立人が病気で会社になかった期間があったことは覚えている。」と陳述している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、同社で昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31年7月31日に資格を喪失した後、35年3月1日に同社での以前の健康保険番号とは別の健康保険番号で被保険者資格を再取得していること、及び申立期間

の健康保険番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録のとおり、A社が申立人の被保険者資格の取得日を昭和35年3月1日とする届出を行っていることが、同社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届から確認でき、同社は、「申立人は、昭和35年3月1日にA社に再入社し、当時、約6か月の試用期間を設けていたため、試用期間経過後に正社員として採用されたと考えられる。」としており、同社が保管する辞令簿の写しから、申立人は、同年8月22日付けで同社に正社員として採用されていることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間中も健康保険の被保険者として保険適用を受けて治療しており、傷病手当金も受給していたので、申立期間中も厚生年金保険被保険者であったはずであると主張しているが、申立期間当時、健康保険法第55条に基づき資格喪失後も最長で3年間は継続して療養の給付を受けることが可能であった上、被保険者期間中に罹患した場合、資格喪失後であっても、最長18か月の傷病手当金受給が可能であった。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 28 日から 41 年 3 月 15 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 38 年 3 月 28 日から 41 年 3 月 15 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いと申し立てている。

社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 41 年 4 月 5 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後計 30 人の女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 16 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 8 人であり、うち 6 人は資格を喪失後約 2 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が見受けられることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②について、記録が無いとの回答があった。当該期間についても同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に残されていた資料（申立人の履歴書、雇入日及び退職日の記載された職員記録）により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の資料で申立期間当時に勤務記録のある同僚の中には、厚生年金保険の記録が無い者や、雇入日から2年以上経過して厚生年金保険に加入させている等の例が多数みられるなど、同社は、当時、全ての従業員を勤務期間に一致して厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間②については、申立人は、臨時社員であったかもしれないと供述しており、申立人は、昭和43年3月27日に国民年金に加入し、同年4月から45年8月まで保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月ごろから29年4月ごろまで
② 昭和30年10月ごろから31年11月ごろまで

私は、A社に入社し、昭和27年9月ごろから29年4月ごろまで同社B出張所で勤務し、同社C出張所での勤務を経て、30年10月ごろから31年11月ごろまで同社D出張所で勤務した。

A社C出張所での勤務については、厚生年金保険の被保険者記録があり、その前後の申立期間①及び②についても、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②において同社のB出張所及びD出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間①及び②当時勤務していたとするA社のB出張所及びD出張所は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立てに係る事業所を引き継ぐ、新たなE社は、当時の記録が残っていないとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた申立期間①に係るA社B出張所当時の同僚の厚生年金保険の被保険者記録をみると、同社B出張所で勤務していたとする時期の同社に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が記憶していた申立期間②に係るA社D出張所当時の同僚は、申立期間②を含む時期に同社F本社において被保険者記録が確認でき、また、当該同僚は、「当時、D出張所には本社から出向していた。」旨、陳述している。

そこで、申立人について、申立期間②当時の同社F 本社に係る被保険者記録を確認するも、この時期の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、氏名の別読みによる検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険の記号番号は確認されなかったほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から24年1月29日まで
② 昭和24年2月ごろから同年12月末ごろまで

私は、昭和23年9月1日に弟及び妹とともにA社に入社し、24年1月29日まで勤務した。その後、私だけ同年2月ごろに同社へ再入社し、同年12月末ごろまで勤務したが、社会保険庁の記録では、同社に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無かった。

申立期間に確かにA社に勤務しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、A社に勤務していた当時、ともに事務職であったとする同僚の厚生年金保険の被保険者記録をみると、申立人が同社を退社したとする昭和24年12月末日から約2か月経過した後の25年3月6日に被保険者資格を取得しており、それ以前の時期における被保険者記録は確認できない。また、当該同僚から、申立人の申立期間に係る保険料控除についての陳述は得られなかった。

さらに、申立人と一緒に入社し、A社の工場勤務に従事していたとする申立人の弟及び妹については、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間①の時期に被保険者記録が確認でき、これらを考え併せると、上記の事情から同社では、従業員の厚生年金保険への加入について、事務職勤務と工場勤務の従業員との間で取り扱いを異にしていたことが推察できる。

加えて、申立期間①及び②の時期に、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿の健康保険番号には、欠番はみられない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。